



# 佐賀県公報

平成18年  
12月1日  
(金曜日)  
第12838号

## 目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

### 規 則

◎佐賀県立春日園管理規則の一部を改正する規則

(九八・障害福祉課)

◎佐賀県総合福祉センター管理規則の一部を改正する規則

(九九・" ) 四

◎佐賀県中央児童相談所等の管理に関する規則の一部を改正する規

則

(二〇〇・" ) 六

◎児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則

(二〇一・" ) 六

### 告 示

◎保安林予定森林

(七〇一・森林整備課) 九

◎平成十八年度における保安林の許可すべき皆伐面積の限度

(七〇二・" ) 九

◎道路の供用開始

(七〇三・道路課) 九

### 公 告

◎特定非営利活動法人の設立の認証申請

(県民協働課) 三〇

◎特定非営利活動法人の合併の認証申請

( " ) 三〇

◎建設業の許可の取消処分

(建設・技術課) 三

### 教育委員会事項

◎公印の登録

(公 告) 三

### 人事委員会事項

◎通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

(規 則・三二) 三

## 公布された規則のあらまし

◎佐賀県立春日園管理規則の一部を改正する規則 (規則第九八号)

1 春日園で指定施設支援を受けた者に係る使用料の徴収に関する事務を春日

園で行うこととした。(第三条関係)

2 春日園で指定施設支援を受けるための手続きを定めることとした。(第一

〇条関係)

3 その他所要の改正を行うこととした。

4 この規則は、公布の日から施行することとした。

◎佐賀県総合福祉センター管理規則の一部を改正する規則 (規則第九九号)

1 くすのみ園で指定施設支援を受けた者に係る使用料の徴収に関する事務を

総合福祉センターで行うこととした。(第四条関係)

2 くすのみ園で指定施設支援を受けるための手続きを定めることとした。

(第一条関係)

3 使用料のうち特に要する費用について定めることとした。(第二二条関係)

4 その他所要の改正を行うこととした。

5 この規則は、公布の日から施行することとした。

◎佐賀県中央児童相談所等の管理に関する規則の一部を改正する規則 (規則第

一〇〇号)

1 障害児施設給付費等の支給の要否の決定、施設受給者証の交付、施設給付

決定の取消し及び施設受給者証の返還に関する事務を中央児童相談所の分掌

事務とすること等とした。(第二条及び第六条関係)

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この規則は、公布の日から施行することとした。

◎児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則 (規則第一〇一号)

1 障害児施設給付費の申請、給付決定の変更の申請等に関する様式を定める

こととした。(第九条〜一四条関係)

2 この規則は、公布の日から施行することとした。

## 〇 規 則

佐賀県立春日園管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十二月一日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第九十八号

佐賀県立春日園管理規則の一部を改正する規則

佐賀県立春日園管理規則（昭和三十二年佐賀県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

第三条の総務課の事務分掌中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 条例第三条に規定する使用料の徴収に関すること。

第十条の見出しを「（利用承認等）」に改め、同条中「（様式）」を「（様式第一号）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援を受けるため、園に入園しようとする障害児の施設給付決定保護者（同法第二十四条の三第六項に規定する施設給付決定保護者をいう。）又は加齢児（同法第六十三条の三の二第一項又は第二項の規定により障害児施設給付費等を支給することができることとされた者をいう。）は、入園申込書（様式第二号）に同法第二十四条の三第六項の規定により交付された障害児施設受給者証を添えて、これを園長に提出し、その承認を受けなければならない。

第十一条第四号中「指定障害福祉サービス」の下に「又は指定施設支援」を、

「その利用者」の下に「施設給付決定保護者又は加齢児」を加える。

様式を様式第一号とし、同様式の次に次の一様式を加える。

## 様式第2号(第10条関係)

## 入園申込書

年 月 日

佐賀県立春日園長 様

(申込者)

住所

(電話番号 )

氏名

利用者との続柄等

次のとおり指定施設支援を受けたいので申し込みます。

障害児施設 受給者証番号										
入 園 希 望 者	住 所	(電話番号 )								
	ふりがな 氏 名									
	生年月日 (年齢)	年	月	日	性 別	男 ・ 女				
入園希望日										
備 考										

附則

この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県総合福祉センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十二月一日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第九十九号

佐賀県総合福祉センター管理規則の一部を改正する規則

佐賀県総合福祉センター管理規則(昭和五十八年佐賀県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第四条の総務課の分掌事務中第十号を第十一号とし、第七号から第九号を一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 佐賀県総合福祉センター施設使用料条例(昭和五十七年佐賀県条例第三十号。以下「条例」という。)第二条に規定する使用料の徴収に関すること。

第十条中「第二十七条第一項」を「第二十四条の三第六項の規定による施設給付決定又は同法第二十七条第一項」に改める。

第二十八条を第三十条とし、第二十二條から第二十七條までを二条ずつ繰り下げる。

第二十一条中「(様式第二号)」を「(様式第三号)」に改め、同条を第二十三条とする。

第二十条を第二十二條とし、第十五條から第十九條までを二条ずつ繰り下げる。

第十四條中「(様式第一号)」を「(様式第二号)」に改め、同条を第十六條とする。

第十三條を第十五條とし、第十二條を第十四條とし、第十一条を第十三條とし、第十条の次に次の二條を加える。

(通園承認)

第十一条 児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援を受けるため、くすのみ園に通園しようとする施設給付決定保護者(同法第二十四条の二第一項に規定する施設給付決定保護者をいう。)は、通園申込書(様式第一号)に同法第二十四条の三第六項の規定により交付された障害児施設受給者証を添えて、これを園長に提出し、その承認を受けなければならない。(特に要する費用)

第十二条 条例第二条第三項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 食事の提供に要する費用
- 二 日用品費
- 三 その他指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち、その施設給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

附則第一項中「(昭和五十七年佐賀県条例第三十号)」を削る。

様式第二号中「(第21条)」を「(第23条)」に改め、同様式を様式第三号とする。

様式第一号中「(第14条)」を「(第16条)」に改め、同様式を様式第二号とし、同様式の前に次の一様式を加える。

様式第1号(第11条関係)

## 通園申込書

年 月 日

くすのみ園長 様

(申込者)

住所

(電話番号 )

氏名

利用者との続柄等

次のとおり指定施設支援を受けたいので申し込みます。

障害児施設 受給者証番号										
通 園 希 望 者	住 所	(電話番号 )								
	ふりがな 氏 名									
	生年月日 (年齢)	年	月	日	性 別	男 ・ 女	( 歳 )			
通園開始 希 望 日										
備 考										

附則

この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県中央児童相談所等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十二月一日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第百号

佐賀県中央児童相談所等の管理に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県中央児童相談所等の管理に関する規則（昭和五十八年佐賀県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第十二条第二項」の下に、「第二十四条の三第二項及び第六項並びに第二十四条の四第一項及び第二項」を加える。

第六条第一項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 児童福祉法に基づき障害児施設給付費等の支給の要否の決定、施設受給者証の交付、施設給付決定の取消し及び施設受給者証の返還に関すること。

第七条第一項中「第二条第一項各号に掲げる事務」を「第二条第一項各号に掲げる事務（児童福祉法第二十四条の三第二項及び第六項並びに第二十四条の四第一項及び第二項に掲げる事務を除く。）」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十二月一日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第百一号

児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法等施行細則（平成十年佐賀県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の六条を加える。

（障害児施設給付費の申請）

第九条 施行規則第二十五条の七第一項及び第二十五条の十九第一項の規定による申請は、障害児施設給付費及び特定入所障害児食費等給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書（様式第八号その一）及び世帯状況・収入・資産等報告書（様式第八号その二）によるものとする。

（給付決定の変更の申請）

第十条 施行規則第二十五条の七第一項及び第二十五条の十九第一項の規定による申請は、障害児施設給付費及び特定入所障害児食費等給付費利用者負担額減額・免除等変更申請書（様式第九号）によるものとする。

（申請内容の変更の届出）

第十一条 施行規則第二十五条の七第七項の届出書は、申請内容変更届出書（様式第十号）とする。

（受給者証の再交付の申請）

第十二条 施行規則第二十五条の七第十項の申請書は、受給者証再交付申請書（様式第十一号）とする。

（受給者証）

第十三条 法第二十四条の三第六項の規定による受給者証は、障害児施設受給者証（様式第十二号その一）及び障害児施設医療受給者証（様式第十二号その二）とする。

（高額障害児施設給付費の申請）

第十四条 施行規則第二十五条の十七第一項の規定による申請は、高額障害児施設給付費支給申請書（様式第十三号）によるものとする。様式第七号の次に次の八様式を加える。

## 様式第8号その1(第9条関係)

障害児施設給付費及び特定入所障害児食費等給付費支給申請書兼  
利用者負担額減額・免除等申請書

佐賀県知事様

次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ		生年月日	年	月	日
	氏名					
	居住地	〒				
		電話番号				
	フリガナ		生年月日	年	月	日
	支給申請に係る 障害児氏名		続柄			
	身体障害者 手帳番号		療育手帳 番号		精神障害者保健 福祉手帳番号	
	被保険者証の 記号及び番号*		保険者名 及び番号*			

\*障害児施設医療費支給対象施設(第1種自閉症児施設、肢体不自由児施設(入所部・通所部)、肢体不自由児通園施設、重症心身障害児施設、指定医療機関(肢体不自由児・重症心身障害児))の利用を申請する場合、支給申請に係る障害児の加入する医療保険について記入すること。

サービスの 利用状況	障害福祉サービス (居宅サービス)	利用中のサービスの種類と内容等
	指定施設支援 (施設サービス)	利用中の施設名等

申請するサービスの種類等	申請する支援の種類・申請に係る具体的内容			
	種類	<input type="checkbox"/> 知的障害児施設	<input type="checkbox"/> 第1種自閉症児施設	<input type="checkbox"/> 第2種自閉症児施設
		<input type="checkbox"/> 知的障害児通園施設	<input type="checkbox"/> 盲児施設	<input type="checkbox"/> ろうあ児施設
		<input type="checkbox"/> 難聴幼児通園施設	<input type="checkbox"/> 肢体不自由児施設 (入所部・通所部)	<input type="checkbox"/> 肢体不自由児療護施設
		<input type="checkbox"/> 肢体不自由児通園施設	<input type="checkbox"/> 重症心身障害児施設	<input type="checkbox"/> 指定医療機関 (肢体不自由児・重症心身障害児)
具体的内容				

申請する減免の種類	<input type="checkbox"/> I 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 (あてはまるものに○をつける。いずれにも当てはまらない場合は空欄とすること。)  1 生活保護受給世帯 2 市町村民税非課税世帯に属する者であって、合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの 3 市町村民税非課税世帯に属する者であって、2以外のもの	
	<input type="checkbox"/> II 個別減免・医療型個別減免に関する認定 下記の(1)、(2)のいずれかにあてはまるため、個別減免・医療型個別減免を申請します。	
	1 施設を利用する方が20歳以上の場合 (下記項目を満たすこと。) (1) 施設入所者(注1)又は医療型施設入所者(注2)であること。(年令 才) (2) 市町村民税非課税世帯の者であること。 (3) 一定の資産を有していないこと。 ア 預貯金等の額が350万円以下であること。 イ 不動産を所有していないこと。(親族等が現に居住する不動産を除く。)	2 施設を利用する方が20歳未満の場合 (1) 医療型施設入所者(注2)であること。 (年令 才)
	<input type="checkbox"/> III 特定入所障害児食費等給付費に関する認定(医療型施設は除く。) 下記のいずれにもあてはまるため、特定入所障害児食費等給付費を申請します。	
	<施設を利用する方が20歳以上の場合> 1 施設入所者であること。(年令 才) 2 市町村民税非課税世帯の者であること。	<施設を利用する方が20歳未満の場合> 1 施設入所者であること。(年令 才)
	<input type="checkbox"/> IV 生活保護への移行予防措置(定率負担減免措置、特例補足給付)に関する認定 生活保護への移行予防措置( <input type="checkbox"/> 定率負担減免措置 <input type="checkbox"/> 特例補足給付)を申請します。  *福祉事務所(町にあっては保健福祉事務所)が発行する境界層対象者証明書が必要となります。	

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

(注1) 対象施設は、障害児施設給付費の対象となる入所施設(通所施設は除く。)

(注2) 対象施設は、障害児施設給付費及び障害児施設医療費の対象となる入所施設(通所施設は除く。)

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外(下の欄に記入)		
フリガナ		申請者との関係	
氏名			
住所	〒		
	電話番号		



## 様式第8号その2(第9条関係)

## 世帯状況・収入・資産等申告書

佐賀県知事 様

申告年月日 年 月 日

申告者(保護者)住所

(保護者)氏名

※社会福祉法人軽減を申請する場合

生計中心者住所

" 氏名

次のとおり申告します。

1 世帯の状況等について 住民票と同じ

	氏 名	生 年 月 日	本人との関係
申 請 者			
世 帯 主			
世 帯 員			

## 2 申請者の収入の状況について

個別減免・補足給付・社会福祉法人軽減を申請しない場合…①、②、③のみ記入  
" 申請する場合…全て記入

## (1) 合計所得金額の状況

合計所得金額	円	①
--------	---	---

## (2) 収入等の状況

収入(A)(年収)

区分	種 類	収 入 額
稼 得 等 収 入	障害年金等(障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金、特別障害給付金、障害を事由に支給される労災による年金等、遺族基礎年金、遺族厚生年金、遺族共済年金、老齢基礎年金、老齢厚生年金等)(②)	円
	特別児童扶養手当等(特別障害者手当、障害児福祉手当、経過福祉手当、特別児童扶養手当)(③)	円
	工賃等収入	円
	その他の収入( )	円
収 入 他	仕送り収入	円
	不動産等による家賃収入	円
	その他の収入( )	円

## 必要経費(B)

種 類	内 容	金 額
租 税		円
		円
社会保険料		円
		円

(裏面に続く)

## 3 申請者の資産等について(社会福祉法人軽減を申請する場合)

種類	有無	内 容	
申請者名義の預貯金等	有・無		
申請者名義の不動産等	有・無		<input type="checkbox"/> 一定の親族のための居住用不動産に該当する。
			<input type="checkbox"/> 一定の親族のための居住用不動産に該当する。
その他の資産	有・無		

\*個別減免の場合については、利用者が20歳以上の場合に上記に本人の状況を記載。

## 4 生計中心者の状況について(社会福祉法人軽減を申請する場合)

## (1) 収入(年収)

種類	収 入 額
	円
	円
	円

## (2) 資産等

種類	有無	内 容	
生計中心者名義の預貯金等	有・無		
生計中心者名義の不動産等	有・無		<input type="checkbox"/> 一定の親族のための居住用不動産に該当する。
			<input type="checkbox"/> 一定の親族のための居住用不動産に該当する。
その他の資産	有・無		

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者(保護者) <input type="checkbox"/> 申請者本人以外(下の欄に記入)		
フリガナ		申請者との関係	
氏名			
住所	〒		
	電話番号		

## (記入上の注意)

- 1 収入のうち証明書等があるものは、この申請書に必ず添付して下さい。
- 2 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付して下さい。
- 3 不実の申告をした場合、関係法令により処罰される場合があります。

## 様式第9号(第10条関係)

障害児施設給付費及び特定入所障害児食費等給付費利用者負担額減額・免除等変更申請書

佐賀県知事 様

次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ		生年月日	年	月	日
	氏名		受給者証番号			
	居住地	〒				
	フリガナ		生年月日	年	月	日
	支給申請に係る障害児氏名		続柄			
	身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神障害者保健福祉手帳番号	
	変更理由					

変更申請する減免の種類	<input type="checkbox"/> I 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用(の変更)を申請します。 (あてはまるものに○をつける。いずれにも当てはまらない場合は空欄とすること。)  1 生活保護受給世帯 2 市町村民税非課税世帯に属する者であって、合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの 3 市町村民税非課税世帯に属する者であって、2以外のもの	
	<input type="checkbox"/> II 個別減免・医療型個別減免に関する認定 下記の(1)、(2)のいずれかにあてはまるため、個別減免・医療型個別減免(の変更)を申請します。	
	1 施設を利用する方が20歳以上の場合 (下記項目を満たすこと。) (1) 施設入所者(注1)又は医療型施設入所者(注2)であること。(年令 才) (2) 市町村民税非課税世帯の者であること。 (3) 一定の資産を有していないこと。 ア 預貯金等の額が350万円以下であること。 イ 不動産を所有していないこと。(親族等が現に居住する不動産を除く。)	2 施設を利用する方が20歳未満の場合 (1) 医療型施設入所者(注2)であること。(年令 才)
	<input type="checkbox"/> III 特定入所障害児食費等給付費に関する認定(医療型施設は除く。) 下記のいずれにもあてはまるため特定入所障害児食費等給付費(の変更)を申請します。	
	〈施設を利用する方が20歳以上の場合〉 1 施設入所者であること。(年令 才) 2 市町村民税非課税世帯の者であること。	〈施設を利用する方が20歳未満の場合〉 1 施設入所者であること。(年令 才)
	<input type="checkbox"/> IV 生活保護への移行予防措置(定率負担減免措置、特例補足給付)に関する認定 生活保護への移行予防措置(□定率負担減免措置 □特例補足給付)(の変更)を申請します。 *福祉事務所(町にあっては、保健福祉事務所)が発行する境界層対象者証明書が必要となります。	

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

(注1) 対象施設は、障害児施設給付費の対象となる入所施設(通所施設は除く。)

(注2) 対象施設は、障害児施設給付費及び障害児施設医療費の対象となる入所施設(通所施設は除く。)

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外(下の欄に記入)		
フリガナ		申請者 との関係	
氏名			
住所	〒   電話番号		

## 様式第10号(第11条関係)

## 申請内容変更届出書

佐賀県知事 様

年 月 日

次のとおり変更がありましたので届け出ます。

フリガナ		生 年 月 日	年 月 日
申 請 者		生 年 月 日	年 月 日
居 住 地	〒  電話番号		
フリガナ		続 柄	
給付決定に係る 障 害 児 氏 名		生 年 月 日	年 月 日

届出書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外(下の欄に記入)		
フリガナ		本人と の関係	
氏 名		本人と の関係	
住 所	〒  電話番号		

変 更 事 項 (該当に○を して下さい。)	施設給付決定保護 者に関すること	①氏名 ②居住地 ③連絡先
	利用者である児童 に関すること	④氏名 ⑤居住地 ⑥連絡先 ⑦保護者との関係
	そ の 他	
変 更 内 容	変更前	
	変更後	

※変更した内容を証する書類を添付すること。

## 様式第11号(第12条関係)

## 受給者証再交付申請書

佐賀県知事 様

年 月 日

受給者証の再交付について申請します。

フリガナ		生 年 月 日	年 月 日
申 請 者		生 年 月 日	年 月 日
居 住 地	〒 電話番号		
フリガナ		続 柄	
給付決定に係る 障 害 児 氏 名		生 年 月 日	年 月 日
支 援 の 内 容		受給者 証番号	

届出書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外(下の欄に記入)		
フリガナ		本人と の関係	
氏 名		本人と の関係	
住 所	〒 電話番号		

申 請 の 理 由	
-----------	--

※従前使用していた受給者証を添付すること。(紛失を除く。)

(一)

障害児施設受給者証	
受給者証番号	
居住地	
フリガナ	
氏名	
生年月日	
フリガナ	
氏名	
生年月日	
障害児	
交付年月日	
支給都道府県 又は市の名称 及び印	

(二)

施設給付決定の内容	
施設支援の種類及び内容	
給付決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
特定入所障害児食費等給付費の支給内容	
支給額	
適用期間	年 月 日から 年 月 日まで
利用者負担に関する事項	
利用者負担割合(原則)	1割 負担上限月額
適用期間	年 月 日から 年 月 日まで
社会福祉法人等による軽減措置の適用	
軽減適用期間	年 月 日から 年 月 日まで
特記事項	

(三)

指定知的障害児施設等の記入欄		
指定知的障害児施設等の名称	入所日・退所日	施設確認印
	入所日 年 月 日	
	退所日 年 月 日	
	入所日 年 月 日	
	退所日 年 月 日	
	入所日 年 月 日	
	退所日 年 月 日	
(予備欄)		

## (四)

## 注意事項欄

- 1 この証は、各面をよく読んで大切に持っていてください。
  - 2 指定施設支援を受けようとするときは、必ずこの証を指定施設に提示してください。
  - 3 指定施設支援を受けるときに支払う金額は、指定施設支援に要した費用（食費、光熱水費等を除く。）の1割です。ただし、この証の二面の負担上限月額欄に記載された金額が一月当たりの上限となります。（※個別減免等の認定を受けた場合には減免後の額が表示されています。）
- また、食事及び居住に要する費用については、特定入所障害児食費等給付費欄に記載する額を一日当たりの上限として支給します。
- 4 負担上限月額及び特定入所障害児食費等給付費については、毎年施設給付決定保護者の収入等に応じて決定します。ので、所定の時期に、この証と認定に必要な関係書類を都道府県等に提出してください。
  - 5 給付決定機関を経過したときは、障害児施設給付費の支給を受けられませんので、給付決定機関を経過する前に都道府県等にこの証を添えて、障害児施設給付費の支給の再申請をしてください。
  - 6 この証の一、二面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、都道府県等にその旨を届け出てください。

## (五)

## 注意事項欄

- 7 給付決定期間内に、居住地を他の都道府県等の区域に移すと、この証は使えなくなります。  
居住地を移そうとする場合は、事前に、この証を交付した都道府県等にご連絡、ご相談ください。  
また、給付決定期間内に、他の都道府県等の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、この証を交付した都道府県等に届け出てください。
- 8 この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。  
また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに都道府県等に返してください。
- 9 受給者の資格がなくなつたときは、直ちにこの証を都道府県等に返してください。
- 10 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰される場合があります。
- 11 施設給付決定の内容欄に記載されていない指定施設支援については、障害児施設給付費の支給は受けられません。



障害児施設医療受給者証			
公費負担者番号			
公費受給者番号			
施設 船付決定保護者	フリガナ		
	居住地		
障害児	フリガナ	生年月日	
	氏名	生年月日	
障害児 被保険者証の 記号及び番号	フリガナ	生年月日	
	氏名	生年月日	
負担上限月額	(食事療養を除く。)		円
	食事療養		円
適用期間	年 月 日から	年 月 日まで	
交付年月日	年 月 日		
支給は都道府県名称及び			

注意事項欄

- この証は、各面をよく読んで大切に持っていただく。
- 障害児施設医療を受けようとするときは、必ずこの証に医療保険の被保険者証を添えて、指定障害児施設等に提示してください。
- 障害児施設医療の負担上限月額はこの証の負担上限月額欄に記載された金額が一月当たりの上限になります。(※医療型個別減免等の認定を受けた場合には減免後の額が表示されています。)
- 障害児施設医療の負担上限月額は毎年施設給付決定保護者等の収入等に応じて決定しますので、所定の時期に、この証と認定に必要な関係書類を都道府県知事等に提出してください。
- 給付決定期間を経過したときは、障害児施設医療費の支給を受けられませんので、給付決定期間を経過する前に都道府県等にこの証を添えて、障害児施設給付費の支給の再申請をしてください。
- この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、都道府県等にその旨を届け出てください。
- 給付決定期間内に、居住地を他の都道府県等の区域に移すと、この証は使えなくなります。  
居住地を移そうとする場合は、事前に、この証を交付した都道府県等にご連絡、ご相談ください。  
また、給付決定期間内に、他の都道府県等の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、この証を交付した都道府県等に届け出てください。
- この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。  
また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに、都道府県等に返してください。
- 受給者の資格がなくなったときは、直ちに、この証を都道府県等に返してください。
- 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰される場合があります。

様式第13号(第14条関係)

高額障害児施設給付費支給申請書

佐賀県知事 様

次のとおり関係書類を添えて高額障害児施設給付費の支給を申請します。

申請年月日 年 月 日

フリガナ										
申請者氏名	①障害者自立支援法 ②児童福祉法 ③介護保険法									
	制度	受給者証番号又は被保険者証番号								
生年月日	年 月 日									
居住地	〒									
	電話番号									
フリガナ	続柄									
給付決定に係る障害児氏名	生年月日		年 月 日							
サービス利用月の世帯における対象費用の支払合計額				申請に係るサービス利用月	年 月分					
サービス利用月の申請者の対象費用の支払合計額										
同支一世帯に属する他の障害者	氏名		生年月日		①障害者自立支援法 ②児童福祉法 ③介護保険法					
					制度 受給者証番号又は被保険者証番号					

(注1) 支払額を証する領収書を添付してください。

(注2) 申請者と同一世帯の他の支給決定障害者等全員分の申請書を併せて提出してください。

高額障害児施設給付費等を下記の口座に振り込んで下さい。

口座振替依頼書	銀行 信用金庫 信用組合		本店 支店 出張所		種目		口座番号			
	金融機関コード		店舗コード		1 普通預金 2 当座預金 3 その他					
	フリガナ		-----							
口座名義人										

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外(下の欄に記入)		
フリガナ			申請者との関係
氏名			
住所	〒		
		電話番号	

附則  
この規則は、公布の日から施行する。

○ 告 示

●佐賀県告示第七百一十号

次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。  
平成十八年十二月一日

佐賀県知事 古 川 康

一 保安林予定森林の所在場所

- 武雄市山内町大字宮野字古屋敷四六〇四の一、四六一五、四六一七の三、四六八九の一、字黒尾岳四七六二の一、字前平三の三、三の四、三の六、三五の二、三八の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び武雄市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

●佐賀県告示第七百一十号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成十八年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。  
平成十八年十二月一日

佐賀県知事 古 川 康

区域の名称	同上に含まれる森林	皆伐面積限度 (ヘクタール)
筑後川	鳥栖市、神埼市、神埼郡及び三養基郡の一円	三一五 五四
川上川	佐賀市及び小城市（小城町及び三日月町に限る。）の一円	五四四 六〇
佐賀北部	唐津市及び東松浦郡の一円	三九四 三七
六角川	多久市、武雄市、小城市（牛津町に限る。）及び杵島郡の一円	二七五 二四
有田川	伊万里市及び西松浦郡の一円	二五八 七五
佐賀南部	鹿島市、嬉野市及び藤津郡の一円	三六一 一五

●佐賀県告示第七百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年十二月一日から平成十九年一月四日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年十二月一日

佐賀県知事 古 川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二〇七号	鹿島市浜町字平松一二二三番一地从先から 鹿島市浜町字中町乙二八〇二番一地从先まで	平成一八・一二・一

## ○ 公 告

佐賀県知事 古 川 康

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成19年1月17日までが元気ひるば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成18年12月1日

佐賀県知事 古 川 康

1 申請のあった年月日  
平成18年11月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人 みなぐるSAGA

(2) 代表者の氏名 西原 哲彦

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県佐賀市駅前中央一丁目8番32号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、佐賀市及びその周辺のもつ観光素材に対して、調査発掘と提案及び既存事業のサポートに関する事業を行い、県外観光客の誘致増加に寄与するまちづくりを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第34条第4項の規定による合併の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成19年1月15日までが元気ひるば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成18年12月1日

1 申請のあった年月日  
平成18年11月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに定款に記載された目的

(1) 合併する特定非営利活動法人

名称 特定非営利活動法人つくしのさと

代表者の氏名 小ヶ倉 覺

主たる事務所の所在地 佐賀県武雄市北方町大字志久1241番地4

定款に記載された目的

この法人は、障害者で働く意思を有しながら就労能力に限られている者に対し、その能力に応じた生産活動の場を提供し、授産指導、生活指導を行い、障害者の社会参加促進、自立、就労を助長することを目的とする。

名称 特定非営利活動法人NPO緑聖会

代表者の氏名 武村 正俊

主たる事務所の所在地 佐賀県杵島郡大町町大字福母3071番地41

定款に記載された目的

この法人は、大町町及び近隣地域に居住する障害者に対して、社会生活を営む上で必要な福祉に関する事業を行い、差別のない人にやさしい地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(2) 合併後存続する特定非営利活動法人

名称 特定非営利活動法人つくしのさと

代表者の氏名 小ヶ倉 覺

主たる事務所の所在地 佐賀県武雄市北方町大字志久1241番地4

定款に記載された目的

この法人は、障害者で働く意思を有しながら就労能力に限られている

者に対し、その能力に応じた生産活動の場を提供し、授産指導、生活指導を行い、障害者の社会参加促進、自立、就労を助長することを目的とする。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づく建設業の許可の取消しに係る処分（同項第4号に該当するものに限る。）を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成18年12月1日

佐賀県知事 古川 康

処分をした年月日	被処分者の商号又は名称及び主たる営業所の所在地	被処分者の代表者の氏名及び許可番号	取り消した許可の内容	建設業法第12条の規定による届出のあった年月日
平成18年5月30日	株式会社山紀建設 佐賀市北川副町光法 1777番地8	山口 信之 佐賀県知事許可 (特-13) 第94号	土木工事業に関する特定建設業の許可	平成18年5月11日
平成18年8月30日	有限会社犬塚電気設備 佐賀市水ヶ江五丁目 9番1号	犬塚 義昭 佐賀県知事許可 (般-14) 第3046号	土木工事業、電気工事業、管工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可	平成18年8月7日
平成18年9月1日	有限会社INCC 三養基郡上峰町大字 前牟田1568番地3	執行 秀利 佐賀県知事許可 (般-16) 第10223号	塗装工事業、防水工事業、内装工事業及び熱縁工事業に関する一般建設業の許可	平成18年8月21日
平成18年9月1日	有限会社ハウゼン 佐賀市鍋島四丁目5 番6号-504	池田 耕基 佐賀県知事許可 (般-16) 第10184号	建築工事業及び鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可	平成18年8月9日
平成18年9月7日	株式会社田村 唐津市鏡2828番地	日野 明彦 佐賀県知事許可 (般-16) 第1518号	建築工事業に関する一般建設業の許可	平成18年8月29日
平成18年9月7日	松本工務店 唐津市桜馬場1292番 地5	松本 仁一 佐賀県知事許可 (般-14) 第8222号	建築工事業に関する一般建設業の許可	平成18年8月25日
平成18年9月21日	有限会社テクノ通信 唐津市呼子町呼子37 69番地1	三浦 恵介 佐賀県知事許可 (般-15) 第9996号	電気工事業に関する一般建設業の許可	平成18年9月7日
平成18年9月21日	有限会社ケミカル技 建 三養基郡上峰町大字 坊所2426番地7	板谷正俊 佐賀県知事許可 (般-14) 第8989号	防水工事業に関する一般建設業の許可	平成18年9月5日
平成18年9月28日	村上商事株式会社 杵島郡大町町大字福 母1578番地1	村上 隆則 佐賀県知事許可 (般-14) 第5698号	屋根工事業、板金工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可	平成18年8月21日
平成18年9月28日	有限会社久保設備 伊万里市山代町立岩 79番地6	久保 義宣 佐賀県知事許可 (般-13) 第4837号	管工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可	平成18年8月25日
平成18年10月16日	株式会社鶴松造園建 設 唐津市畑島5793番地	鶴田 忠嗣 佐賀県知事許可 (特-15) 第9972号	土木工事業、とび・土工事業、ほ装工事業及びしゅんせつ工事業に関する特定建設業の許可	平成18年9月25日
平成18年10月16日	株式会社ノダ 神崎市神崎町田道ヶ 里2144番地	野田 拓 佐賀県知事許可 (般-16) 第9437号	建築工事業に関する一般建設業の許可	平成18年9月29日

平成18年10月19日	松尾商事株式会社 佐賀市駅前中央一丁目9番41号	松尾大二郎 佐賀県知事許可(般-13)第8743号	建築工事業、とび・土工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ガラス工事業、内装工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可	平成18年9月28日
平成18年10月20日	株式会社内分組 武雄市北方町志久1246番地	橋口トシ子 佐賀県知事許可(般-13)第2341号	建築工事業及び管工事業に関する一般建設業の許可	平成18年9月13日
平成18年10月20日	宮本建設株式会社 杵島郡大町町大字福母1179番地1	鶴田 隆伸 佐賀県知事許可(般・特-14)第586号	土木工事業、管工事業、造園工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可 建築工事業に関する一般建設業の許可	平成18年10月6日
平成18年10月20日	有限会社大川土建 伊万里市大川町大川野4162番地1	岡崎 則隆 佐賀県知事許可(般-18)第4550号	土木工事業に関する一般建設業の許可	平成18年9月19日

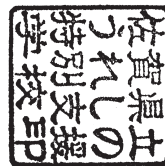
○ 教育委員会事項

次の公印は、平成18年12月1日をもって登録しました。  
平成18年12月1日

佐賀県教育委員会  
教育長 古野健二



佐賀県立うれしの特別支援学校印



佐賀県立うれしの特別支援学校印



佐賀県立うれしの特別支援学校校長印

○ 人事委員会事項

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十八年十二月一日

佐賀県人事委員会  
委員長 蜂谷尚久

●佐賀県人事委員会規則三十一号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和三十三年佐賀県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項に次の一号を加える。

三 人事委員会の定める普通交通機関等 人事委員会の定める額

第十条の三第一項第二号中「又は」を「若しくは」に改め、「特別急行列車等」の下に「又は第八条第一項第三号の人事委員会の定める普通交通機関等」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十八年十二月一日印刷及び発行  
佐賀県知事 古川 康

発行所 発行定日 毎週月水金曜日  
株古川総合印刷

